

仕様書等に対する質問・回答書③

令和 6年 2月20日

公益財団法人広島県教育事業団理事長 様

所在地

商号又は名称

業 務 名 : 広島県立総合体育館飲料等自動販売機設置及び販売業務

質 問 事 項	<p>資料：添付1「飲料等自動販売機販売管理手数料の見積書提出について（依頼）」裏面</p> <p>6. 選定結果</p> <p>※1 設置及び販売管理業務先は、次項目について総合的な観点から選定します。 手数料率、設置希望個所数、省エネタイプ、その他提案事項</p> <p>① 上記のように説明があったが、総合的な判断とはどのようなものか。 設置業者選定の判断基準が見積手数料率ならば、総合的な観点から選定することにはならないのではないか。</p>
回 答	<p>① 設置業者選定において、判断の基準となるのは「見積手数料率」です。 同一の設置場所に、同一の見積手数料率の提出が複数あった場合に「設置希望個所数、省エネタイプ、その他提案事項」などから総合的な観点から選定を行います。</p> <p>※質問事項に関連して、下記についての訂正をいたします。 資料：添付1「飲料等自動販売機販売管理手数料の見積書提出について（依頼）」裏面</p> <p>6. 選定結果</p> <p>訂正前 → ※2 1区画以内で複数台設置するときの設置箇所は、体育館が決定します。 訂正後 → <u>削除</u>（設置箇所ごとに見積り手数料率が提出されるため）</p>